

① パートナーシップ制度導入についての答弁のその後について

昨年の12月議会において、本町における同性パートナーシップ制度導入について的一般質問をいたしました。その際、執行部からは「性的マイノリティの人が悩む現状も重視した上で判断していく」「町内の児童生徒への実態調査は行っていない」「移住・定住政策として考える問題ではない」「10年前の基本構想策定当時はLGBTの概念がなく、想定していなかった」「金がかからないからやるというものではない」「住民を交えた議論の上で方向性を決めていく必要がある」といった旨の答弁がありましたが、その後、本町がパートナーシップ制度導入に向けて何らかの協議・検討を行ったという話は聞いたことがなく、今年10月に公表された、来年度以降の5年間の町づくりの方向性・目標を明文化した第10次総合計画の素案を見ても、性的マイノリティについての記述は一切ありません。ただでさえ地方圏はその閉鎖性、保守性、排他性が、若者が都市部へ転出していく要因となっているのに、2020年にもなってまだ、まるで町内には性的マイノリティが存在しないかのような本町のこの前時代的な姿勢は時代の要請をまったくつかみ切れておらず、今を、そしてこれからを生きる若い世代の感覚とかけ離れていると思います。パートナーシップ制度は現在、全国60以上の自治体で導入され、日本の人口の約30%はその利用が可能な状況にあります。本町と連携中枢都市圏を構築している長崎市でも制定されており、すでに性的マイノリティの存在とその権利は社会的な常識であり、今後5年、10年でさらに浸透し当たり前のこととなるのは火を見るよりも明らかです。生まれつき性的マイノリティであるというだけで幼少期から様々な苦労・苦悩を抱える方も多く、自殺リスクも高いと言われながら当事者は声を上げにくく表面化しにくいという面があり、だからこそ行政が積極的にその存在を認め人権を守るべきではないでしょうか。パートナーシップ制度導入について、以下、改めて質問いたします。

- (1) 昨年12月議会後、パートナーシップ制度や町内の性的マイノリティの方に対する何らかの施策を協議・検討したのか。特に、答弁にあった「町民を交えた議論」はなされたのか。
- (2) 10年前の基本構想策定時はLGBTは想定できなかつたという主旨の答弁があったが、現在は性的マイノリティの存在や課題はすでに社会的に認知されている。にも関わらず来年度からの次期総合計画（素案）にも反映されていないのはなぜか。
- (3) パートナーシップ制度は、必要としている人にとっては切実な問題であるのに対して、必要としない人にとっては制度があってもなくても関係ないはずで、人権の町を謳う本町ならばこの「必要としている人」の側の立場に立ち、顕在的な需要の有無に関わらずパートナーシップ制度を導入すべきと思うがどうか。
- (4) 町内小中学校において、性的マイノリティであることを悩むなどしている生徒がいるのかなど、何らかの調査を行ったか。
- (5) 町内小中学校において、性的マイノリティに対して理解を深め、差別や偏見がないようにするための何らかの教育を行っているか。

② 「ミックンファミリー」を使用する請負契約の一社独占について

本町のイメージキャラクターとして、ミックンとその家族・ミックンファミリーがありますが、ミックン以外のファミリーのキャラクターを使用する制作物はキャラクターの著作権をもつ特定の一社にしか発注できることになっています。自治体のイメージキャラクターであっても著作権が制作者に帰属することは分かりますが、そもそも本町のために作られたものを本町が自由に使用できないという状況は不合理に思えます。キャラクターグッズやイベントのお知らせなどの各種広報物を、ファミリーのキャラクターを使用するという理由だけで入札を行うことなく特定の一社との随意契約となるということは、その作成物の担当所管課および担当者の裁量次第でその一社に発注を回すなどの恣意的な運用が可能であり、地方公共団体の請負契約は入札を原則とするという観点からも適切ではないように思われます。

また、このような状況を生んでいるのは、ファミリーのキャラクターの作成時に権利や使用条件等について明確にした契約書を作成していないという当時の杜撰な契約事務に原因があると思われますので、これらの問題について以下質問いたします。

- (1) 「ナガヨ ミックン」の著作権は本町にあるにも関わらずその他のファミリーの著作権が当該事業者に帰属している、その経緯はどういうものか。
- (2) 当該事業者と本町の間で交わされた、キャラクター使用についての権利・条件等を明記した業務委託契約書を情報公開請求したところ「存在しない」ということだ

った。実質的に一社独占を可能にするような極めて重要な案件について契約書がないなど理解に苦しむが、本町の契約業務ではこのようなことが日常的なのか。

- (3) 印刷製本の請負契約は「製造」に該当するはずなので予定価格が130万円以上の場合は入札が原則であるが、当該事業者がミックンファミリーを創作して以後「ミックンファミリーを使用する」および「基本形のポーズ以外のミックンを使用する」という理由による当該事業者との特命随契で130万円を超えるものは何件あったのか、その内容と原課、金額を併せて聞く。
- (4) 令和2年度長与町一般会計補正予算第5号で計上・承認された、ミックンファミリーを使用する絵本の作成のための児童福祉総務費の「印刷製本費」491万8千円は当該事業者への随意契約になる予定と原課から聞いているが、実際はどうか。
- (5) ミックンファミリーを使用した制作物で当該事業者が製作できるものについては、予定価格に関わらず特命随契となり町内印刷業者等が参入できないという現状をどう考えているか。
- (6) ファミリーのキャラクターを使用するためには今後も永久に当該事業者への特命随契となるのは、入札を行えないことで本町としても不利な契約を続けるということになる。ファミリーのキャラクターの権利一切の譲渡または売却を求めるか、それが難しければ今後はミックン以外のファミリーのキャラクターは使用しないとするか、決断すべきではないか。